

西蒲民商ニュース
 18年8月27日号
 西蒲区巻甲2573-5
 TEL 72-3372
 FAX 72-3321

消費税増税の準備始まる

インボイス制度(適

格請求書)とは?

巻稅務署は、中小業者に「よくわかる消費稅軽減稅率」を送付していますが「良く分からない」との聲があいついでいます。そこで改めて内容を検討します。

○政府は、来年10月から消費稅を10%に引き上げますが、食料品などを一部を8%にすえ置きします。

【消費稅値上げ後の帳簿や確定申告はどうなるのか?】

○外食等を除く飲食料品や新聞は8%にすえおきます。(軽減するわけではない)

○平成31年10月1日〜平成35年9月30日までは、消費稅率を区分した帳簿や保存が必要だが、猶予期間とします。

【平成35年10月1日〜インボイス制度(適格請求書)を導入します】

○インボイス発行業者になるには、平成35年3月31日までに稅務署に登録します。

○インボイスには、登録番号、取引年月日、取引内容、消費稅額などを記入します。

○消費稅の免稅業者でも、相手方の仕入稅額控除の対象にならないため、多くの業者が登録業者になる可能性があります。

○売上が一千万円以下の中小業者も登録業者になるかどうかの判断が迫られます。何よりも消費稅10%増稅阻止の世論と運動が大切です。



消費稅 10%、インボイス導入阻止しよう!

新潟市が償却資産稅の

(追加) 申告を要請

新潟市から農家、兼業農家の皆さんに送られてきています。新潟市は、ムダ遣いで基金が減り、市民に徵稅を迫っています。これは、農機具などの取得價格に減價率をかけてその合計が、150万円未満の場合は課稅されません。そういう点を良く検討して提出の有無を判断しましょう。

火災共済(全労災)の加入

と更新について

民商は、全労災と提携し、「スマイル共済」を行っています。

○火災共済：一口70円で10万円保障、6千万円まで保障

○自然災害(風水害、地震等)共済
 火災共済とセットで加入します。
 一口180円で10万円保障。
 4200万円まで保障。

*9月中旬が、切です。

「平成30年7月豪雨」

救援募金のお願い

西蒲民商は、會員500円程度の募金を行っています。今、32500円の募金が集まっています。8月分の会費と合わせて班長・当番が集金します。協力よろしく願います。

